



アシスト
します!



若者世帯の住まいづくり 若者定住促進事業

長南町若者定住促進事業って？

地域の活性化と定住人口の増加を目的として、住宅取得奨励金（上限200万円）を交付します。平成31年4月1日から令和6年3月31日までに町内で住宅を取得した45歳以下の方（夫婦の場合、どちらかが45歳以下の夫婦）で、一定の要件を満たす場合が対象です。

詳しくは
裏面へ



野見金公園

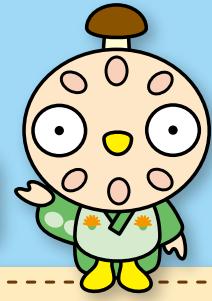
奨励金

新築住宅 70万円～
中古住宅 30万円～



長南町

長南町に住もう!! 住宅取得奨励金制度のご案内



長南町住宅取得奨励金制度

◎新築住宅の場合

※対象住宅を取得した日から1年以内に申請してください

奨励金: 70万円

加算額

- Ⓐ 町内建設業者利用の場合 : 50万円
- Ⓑ 町外からの転入者一人につき : 10万円
- Ⓒ 同居する18歳未満の子ども一人につき : 10万円

対象となる新築住宅



- ・居住用床面積が50m²以上であること
- ・申請者(夫婦)の持分合計が1/2以上であること
- ・建築基準法第6条第1項に該当する建築物の場合は同法に規定する検査済証の交付を受けていること

交付対象者

- ・対象住宅に定住していること
- ・10年以上継続して居住すること
- ・町税等の滞納がないこと
- ・45歳以下であること
(夫婦の場合は夫婦のどちらかが45歳以下であること)
- ・過去に本制度を活用し奨励金を受け取ったことがないこと

◎中古住宅の場合

※対象住宅を取得した日から1年以内に申請してください

奨励金: 30万円

加算額

- ・町外からの転入者一人につき : 10万円
- ・同居する18歳未満の子ども一人につき : 10万円

対象となる中古住宅

- ・居住用床面積が50m²以上であること
- ・購入価格が300万円以上であること
- ・申請者(夫婦)の持分合計が1/2以上であること
- ・3親等内の親族から購入したものでないこと

交付対象者

- ・対象住宅に定住していること
- ・10年以上継続して居住すること
- ・町税等の滞納がないこと
- ・45歳以下であること
(夫婦の場合は夫婦のどちらかが45歳以下であること)
- ・過去に本制度を活用し奨励金を受け取ったことがないこと

(例) 町外から夫婦と子ども3人で町内建設業者が建設した新築住宅に転入すると

※助成額の上限は200万円になります

※長南町住宅取得奨励金は、所得税法上の一時所得に該当する場合がございます。

$$\text{奨励金 (70万円)} + \text{Ⓐ 町内業者利用加算 (50万円)} + \text{Ⓑ 町外からの転入加算 (10万円×5人=50万円)} + \text{Ⓒ 子ども [18歳未満] 3人加算 (10万円×3人=30万円)} = 200\text{万円}$$

お問い合わせはこちらまで

長南町役場 企画政策課 電話0475-46-2113

※条例・規則・申請書様式は町HPにも掲載しております。

